

# 大守秀行



一般質問については、復興・防災対策特別委員会委員長として活動する中で、倉敷市において二度と自然災害による犠牲者を出さないよう、災害時の市民への情報発信や共助の取り組みと私たちの生活になくてはならない橋・トンネルなどの点検・整備の現状と長寿命化についての取り組みを質問しました。

また、9月議会はジーンズ着用議会のため、ジーンズを着用して登壇しています。



## Question 1 「災害に強いまちづくり」

【問1】「豪雨災害時の警戒レベル」 【答弁者】梶田総務部参与

**Q：市民の方々に深くご認識頂き、確実に避難行動に移って頂く取り組みは。**

- A：①警戒レベル1は「早期注意情報」、警戒レベル2は「洪水注意報」「大雨注意報」、警戒レベル3は「避難準備・高齢者等避難開始情報」、警戒レベル4は「避難指示（緊急）」、警戒レベル5は「災害発生情報」。
- ②市では、5段階の警戒レベルについて「広報くらしき6月号」や市のホームページに掲載するとともに、チラシを本庁、各支所や防災出前講座で配布するなど市民への周知を図っている。

【問2】「豪雨における避難指示の出し方」 【答弁者】梶田総務部参与

**Q：本市での避難情報発令の方法やツールは。**

- A：①避難情報を発令する際には、「洪水の危険性が高まったため、〇〇地区に避難勧告（レベル4）を発令します。開設する避難所は〇〇小学校です」など、発令する地域と、開設する避難所を伝えている。
- ②避難情報を発令する際には、屋外拡声塔の他にも、携帯電話、スマートフォンの緊急速報メール、緊急告知FMラジオ「こくっち」への割り込み放送、テレビ、ラジオ、岡山県防災メールなど、さまざまな手段を用いて市民の皆様へにお伝えする。

【問3】「避難情報発令のエリアと細分化」 【答弁者】梶田総務部参与

**Q：本市の避難情報発令のエリアと細分化への所見は。**

- A：①できる限り危険性の高まった地域を絞り込み、具体的な町名を指定して発令することを基本とし、広域に発令する必要がある場合には、沿岸部や山沿いという表現で発令することがある。
- ②今年8月、台風10号の接近に伴い、高潮の危険性が高まった際には、市内沿岸部を対象に避難勧告（警戒レベル4）を発令し、広域に避難の呼びかけを行い避難情報を発令する際には、それを受け取る住民の皆様の適切な避難行動に繋げることができるよう、災害の状況に応じて対象地域を設定した発令に努める。

【問4】「FMラジオ活用の啓発活動」 【答弁者】梶田総務部参与

**Q：FMラジオ活用の啓発活動の取り組みは。**

- A：①一般のFMラジオでも電源を入れて、エフエムくらしきの周波数82.8メガヘルツにあわせれば、緊急放送を聞くことが可能。
- ②市のホームページに掲載し、災害時の緊急情報を得る手段のひとつとして、防災出前講座でも啓発に努める。

【問5】「自主防災組織の活性化」 【答弁者】 梶田総務部参与

**Q：自主防災組織の現状と結成状況は。**

A：①平成31年3月末現在の自主防災組織の結成数は、440組織でカバー率は73.6%。  
②今年度は、8月末までに9組織が新たに結成され、更に5組織が結成に向け準備を進めている。

**Q：マンション世帯など、町内会単位にこだわらない結成を進める必要があるが、本市の取り組みは。**

A：①町内会を基本に結成される例が大半であるが、その結成の枠組みに制約を設けていない。  
②1組織ではあるが、マンション管理組合が自主防災組織を結成している。

**Q：市内に在住されている外国人約6,000人への支援は。**

A：①外国人については、日本語、特に「漢字」に不慣れな方もいるため、避難勧告などの避難情報を受け取ることが難しく、住んでいる地域に自主防災組織があった場合でも、自主防災組織からの支援が受け難いと想像されるため、避難情報を市のfacebookに英語で掲載している。  
②岡山県の「おかやま防災」情報メールには英語版も用意されており、これに登録すれば倉敷市が発令する避難情報や気象台が発表する気象警報など、最新の情報を入手することができる。  
③国土交通省観光庁の監修による「災害情報提供アプリ Safety tipss」は、英語・中国語・韓国語に対応しており、緊急地震速報、津波警報等がプッシュ型で通知され、周囲の状況に照らした避難行動を示したフローチャートなどを表示することができるなどの広報活動に努める。

【問6】「地区防災計画」 【答弁者】 梶田総務部参与

**Q：地区防災計画の展開が進むよう自主防災組織などへの支援の現状と今後の取り組みは。**

A：①防災士を対象に学識経験者を講師とした研修会を、7月31日及び8月9日に開催し、合計90名の参加者があり、一般の方を含め、自主防災組織の役員を対象に、内閣府や岡山河川事務所、学識経験者による講演会を8月3日に開催し、250名の方々に参加頂いた。  
②9月17日には、避難対策の専門家などで構成し、地域防災づくりの基礎となる住民による「地区防災計画」などを検討する「倉敷市災害に強い地域をつくる検討会」を設置し、今年度末に検討内容を取りまとめる。

【問7】「災害公営住宅の整備計画」（9月12日山陽新聞朝刊 倉敷・総社版に記事として掲載）  
【答弁者】 伊東市長

**Q：川辺への40戸の建設場所は決定しているが、箭田・有井2カ所の用地買収などの進捗状況は。**

A：①災害公営住宅の整備は、6月～8月にかけて岡山県と連携して行った「住まいの再建に関する意向調査」により、整備戸数の精査を行った。この結果では、真備地区内の災害公営住宅へ入居を希望する世帯は106世帯となっており、そのうちリバースモーゲージ型融資の利用を検討している方が16世帯あり、入居希望地区としては、川辺地区、箭田地区、有井地区の順に多い状況。  
②整備戸数を90戸程度、川辺地区40戸程度のほかに、箭田地区に30戸程度、有井地区に20戸程度。  
③整備場所は、箭田地区では、吉備真備駅の北側で介護老人保健施設西側の現在駐車場として利用されている約2,800㎡の土地、有井地区では、末政川の東側で、旧雇用促進住宅西側の店舗跡地約1,400㎡の土地。  
④建設にあたっては、川辺地区と同様に、屋上などを浸水時緊急避難場所として利用できる仕様とし、復興計画に掲げる令和2年度中の完成を目指す。

**Q：入居希望総数が整備戸数を上回った場合の対応策と各地区間で過不足が発生した場合の調整方法は。**

A：①アンケートでは、今後の住まいの予定や居住を希望する地区を真備地区の災害公営

住宅への入居を希望された世帯数をもとに整備戸数を90戸程度した。

- ②一方で、災害公営住宅への入居を検討中の方が35世帯。そのため、災害公営住宅への入居希望者が最大125世帯となる可能性があり、整備予定の90戸程度を上回った場合には、既に再建されている民間賃貸住宅や既存の市営住宅を代替えとして活用することを検討。
- ③それぞれの地区で、整備戸数を上回る入居希望があった場合は、近隣の代替えとなる民間賃貸住宅や既存の市営住宅を案内することを検討するなど、個々の状況を丁寧に聞き対応する。

**【問8】「避難確保計画」 【答弁者】 梶田総務部参与**

**Q：高齢者施設などにおける避難確保計画の現状と今後の取り組み、また、本市からの各施設などへの支援は。**

- A：①避難確保計画は、平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、社会福祉施設、学校及び医療機関など、防災上の配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設のうち、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地する施設に作成が義務づけられた計画。
- ②この対象施設は、水害や土砂災害が発生するおそれが生じた場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や避難誘導方法などを計画として定め、市町村に提出するとともに、継続的に避難訓練を実施しなければならない。
- ③本市では、要配慮者利用施設が約1,150施設あり、このうち浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地し、計画作成の義務がある対象施設は約730施設程度と見込んでいる。
- ④今後、対象施設に対して、作成義務があることを年内に通知するとともに、計画作成のための説明会を福祉部局や教育委員会とも連携して、年度内に5回程度開催し、令和2年3月までには、全ての対象施設に提出して頂くことを目標に進める。

## Question2 「橋梁とトンネル、道路付属物の維持管理」

**【問1】「インフラの現状」 【答弁者】 小松建設局長**

**Q：本市が管理する橋梁とトンネル、道路付属物の数量は。**

A：平成31年3月末時点で、本市が管理している橋梁は6,063橋、トンネルは10箇所、道路付属物である横断歩道橋は27橋、大型カルバートは6基、門型標識は7基。

**【問2】「点検結果」 【答弁者】 小松建設局長**

**Q：本市で平成26年～30年度に実施した橋梁、トンネル、道路付属物の点検結果は。**

- A：①橋梁やトンネル等の点検結果に基づく健全性の診断結果については、その状態に応じて、構造物の機能に支障が生じていない状態を「健全」。
- ②構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態を「予防保全段階」。
- ③構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態を「早期措置段階」。
- ④構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く緊急に措置を講ずべき状態を「緊急措置段階」の4つの区分に分類される。
- ⑤本市における各構造物の診断結果では、「緊急措置段階」と診断されたものはない。
- ⑥橋梁は6,063橋のうち、「健全」が4,174橋で約70%、「予防保全段階」が1,410橋で約23%、「早期措置段階」が399橋で約7%。
- ⑦トンネルは10箇所全てが「早期措置段階」。横断歩道橋は27橋のうち、「予防保全段階」が21橋で約78%、「早期措置段階」が6橋で約22%。大型カルバートは6基のうち、「予防保全段階」が3基で50%、「早期措置段階」が3基で50%でした。門型標識は7基のうち、「予防保全段階」が4基で約57%、「早期措置段階」が3基で約43%。



**【問3】「修繕の着手状況」 【答弁者】小松建設局長**

**Q：「早期措置」と判定された箇所の修繕着手状況は。**

- A：①「早期措置段階」と診断した構造物のうち、橋梁399橋については、主要な橋梁から優先的に修繕を進めているため、修繕に着手中のものは52橋で約13%。  
②その他の橋梁については、国土交通省の「道路橋定期点検要領」に従い、定期的あるいは常時の監視、通行規制などの対策を検討し実施している。  
③「早期措置段階」と診断したトンネル10箇所、横断歩道橋6橋、大型カルバート3基については、全て修繕に着手している。門型標識3基については、関係機関と調整中のため修繕に未着手であるが来年度着手予定。

**【問4】「メンテナンスサイクル」 【答弁者】小松建設局長**

**Q：メンテナンスサイクルの点検方法。また、点検を効率的に行うための工夫について、加えて、ドローンの活用については。**

- A：①国の各構造物の定期点検要領に従い、どの構造物も近接目視により行うことを基本とし、必要であれば、叩いて音を聞いたり、触れて表面の状態を確認するなどの手段を併用している。  
②効率的に点検するための工夫は、橋梁やトンネルなどの構造物に応じてそれぞれに適した特殊車両を使用し点検を行っている。  
③本年2月の定期点検要領の改定により、近接目視と同等の診断を行うことができる方法も可能となったため、今後は、ドローンを活用できる場面を整理し検討する。

**【問5】「インフラの老朽化」 【答弁者】伊東市長**

**Q：橋梁とトンネルの建設後50年経過する割合(平成30年度、令和10年度)と対応策は。**

- A：①橋梁は、平成30年度時点で21橋で約15%、令和10年度時点2,155橋で約36%、約2.3倍の増加。  
②トンネルは、平成30年度時点2箇所20%、令和10年度時点で3箇所30%で1.5倍の増加。  
③建設後50年を経過する構造物は今後増加し、維持管理費が増大することが予想され、構造物の点検を確実にを行い、修繕を計画的に行うことにより長寿命化を図る。

**【問6】「コスト削減効果と職員の人材育成」 【答弁者】小松建設局長**

**Q：以前のような事後保全型から、現在の予防保全型に転換した場合、将来的な事業費が縮減できると考えるが、橋梁のコスト削減効果は。また、予防保全型を維持し継続するためには、本市の技術職職員の人材育成と適正配置が重要であるが本市の取り組みは。**

- A：①橋梁における今後40年間の維持管理及び更新費用を試算したところ、従来の事後保全型では約418億円、予防保全型では約138億円となり、約280億円のコスト縮減が見込まれる。  
②本市では、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とした「岡山県道路メンテナンス会議」において、老朽化対策にかかる最新の知見、技術、取組等の支援を受けるとともに、国・県が主催する研修会等へ積極的に参加し、点検等の質の向上に努める。  
③今後は、「予防保全型の維持管理」への転換の際にご意見をいただいた学識経験者の方などに協力を得て人材の育成に努める。

**【問7】「総括」 【答弁者】小松建設局長**

**Q：橋梁とトンネル、道路付属物の点検を行い、5年に1回のサイクルが一巡したが総括は。**

- A：①メンテナンスサイクルの初期段階において、劣化の進行や不具合の発生を見逃すと、その後の予防保全や安全性の確保に向けた修繕等の機会を逸し、適切な維持管理の実施が困難となる。  
②本市では、確実な点検と適確な措置が重要と考えており、国や他都市の動向を注視し新技術の導入の検討も含め、二巡目のサイクルにおいては、さらなるメンテナンスの効率化と質の向上を図る。